

令和2年度(2020年度)・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資促進等調査
「中堅企業(グローバル・ニッチ企業を含む)・研究開発型企業の中東進出に関する調査」
(調査業務委託先公募要領)

1. 本調査の背景と目的

当センターはこれまで、中東・北アフリカ諸国への投資と人材育成の支援を核に、活動を行ってきたが、「経済多角化」を国家目標として掲げる産油・産ガス国を筆頭に、日本の協力に対する期待は非常に大きく、投資、技術移転の拡大が強く求められている。

本調査は、中堅企業(グローバル・ニッチ企業を含む)・研究開発型企業に広くスポットを当て、これら企業の海外展開の意欲について可能な限り聞き取りを行い、同時に、5年以内での中東地域への拠点展開の構想の有無等を把握し、リスト化するものである。

当センターは同リスト情報を基に、当センターがこれまで実施しているビジネスマッチング等の投資促進活動、及び当センターが主催あるいは事務局を務める投資促進イベント、二国間民間定期会議等をつうじて、これらの企業を中東諸国の政府関係機関、民間企業等に紹介し、将来の中東地域への拠点設立、投資へと繋げていくことを目的としている。

2. 調査内容

以下の調査項目を基にご提案ください。

(調査項目として含むもの)

(1) 調査対象候補企業の抽出

- 経済産業省が選定した「グローバルニッチトップ企業100選」、業界紙等を参考にして、自社が有する知見等をベースに候補企業を抽出する。
- 抽出する企業数は50～60社程度。

(2) 候補企業へのヒアリング調査

- ヒアリング実施企業数は40～50社程度。
- ヒアリング実施企業の事業分野は、政府予算と関連性のあるインフラ系、石油・ガス系、投資財系、消費財系の間でバランスが取れるよう配慮する。
※ ヒアリングは、企業側が差支えなければ対面で実施することを優先、難しい場合はオンライン形式で行う。
※※ ヒアリングには、可能な限り当センター担当者が同席する。

(3) ヒアリング結果の分析・評価

- 面談録の作成、ヒアリング結果の分析・評価及び整理

3. 調査方法

ヒアリング調査候補企業のショートリストを作成、当センター担当者の確認を得た後、順次アポイントメントを取得し、センター担当者同席の下、ヒアリングを実施する。

ヒアリングには事前に対象企業の分析を行ったうえで臨み、中東の投資環境等の説明を行った後、中東地域での事業展開に関心を示せば、事業検討の態勢も行うこととする。

4. 調査期間

契約開始日から令和3年3月31日まで。

※報告書提出は令和3年3月19日まで

5. 応募要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
 - ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
 - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
 - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

6. 成果物

調査報告書（日本語・電子媒体）

2021年3月19日（金）までに、面談録、企業リスト、図表・統計も含めてA4 200頁程度の報告書を提出するものとします。

7. 応募方法

次の項目について作成し、ご提出ください。

- (1) 調査提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）

- 調査体制：調査を実施するチーム人数と代表者氏名
 - 調査計画：調査の具体的実施方法（ヒアリング手法、ヒアリング実施候補企業名〈リスト〉、ヒアリング結果の取り纏め）
 - 調査スケジュール
 - その他、調査実施に必要な項目。
- (2) 委託費用積算明細書（形式自由）
- 調査員人件費、出張費、交通費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること。
 - 各費用について積算明細を作成すること。
 - 契約に関する条件、あるいは提案がある場合は記載すること。
- (3) 類似調査実績一覧（形式自由）
- (4) 応募企業概要（形式自由）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

8. 応募書類提出

- (1) 提出期限
2020年12月7日（月）11時
※上記期限を過ぎて提出された提案書は無効とします。
- (2) 提出先
（一般財団法人）中東協力センター 調査事業公募担当
〒102-0075
東京都千代田区三番町6-26 住友不動産三番町ビル3階
電話 03-3222-5020
- (3) 提出手段
持参
- (4) 使用言語
日本語

9. 委託先選定方法

当センターの総合評価方式により1社を選定します。総合評価は価格評価と技術評価があり、比率は1：2となります。

※応募書類受領後、必要に応じヒアリングを行うことがあります。

（注1） 調査に直接従事する者は、次の属性を満たす必要があります。

- ① 中東諸国のビジネス環境、中東諸国へ進出した日本企業の動向、日本企業が

有する付加価値技術・サービス等に関する十分な知識があり、ヒアリング先からの質問にも的確に対応し、自身の知見・経験に基づいた意見交換にも応じられること

(注2) 調査事業者としては、次の要件を満たす必要があります。

- ① 日本企業が有する技術・サービス等の情報に関する豊富なデータベースを有し、過去5年以内に、日本企業の海外事業展開に関し、日本企業の有する技術・サービス等に関連する調査実績が複数あること
- ② 過去5年以内に、日本から中東地域への投資、中東地域における投資環境に関連する調査実績が複数あること

10. 結果の通知

- (1) 選定結果は、選定された応募企業にメール等で通知すると共に、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/> で公表する。
- (2) 選定過程および選定結果・理由に対する問合せには一切応じない。
- (3) 提出書類は返却しない。

11. 問合せ

本件に関する問合せは、下記までお願いします。

一般財団法人中東協力センター

「中堅企業（グローバル・ニッチ企業を含む）・研究開発型企業の中東進出に関する調査」

公募担当

小野 ono@jccme.or.jp

鈴木 ysuzuki@jccme.or.jp

電話：03-3222-5020

以上

別添①

令和2年度（2020年度）・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資促進等調査

「中堅企業（グローバル・ニッチ企業を含む）・研究開発型企业の中東進出に関する調査」

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地：（連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

2020年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印